

令和8年3月5日

## 五戸町議会第17回定例会提出議案

五 戸 町

## 第17回定例会に付議する事件

- 議案第 4号 田子高原広域事務組合規約の変更について
- 議案第 5号 五戸町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第 6号 工事請負契約の一部変更について (バ・オール建築等施設整備工事)
- 議案第 7号 財産の無償譲渡について
- 議案第 8号 五戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案
- 議案第 9号 五戸町農産物直売等拠点施設設置条例案
- 議案第10号 五戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第11号 五戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第12号 五戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第13号 五戸町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第14号 五戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第15号 五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第16号 五戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第17号 五戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案
- 議案第18号 五戸町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第19号 五戸町火入れに関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第20号 五戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第21号 五戸町営住宅条例の一部を改正する条例案
- 議案第22号 五戸町立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第23号 五戸町暮らしの道路基金条例を廃止する条例案
- 議案第24号 令和7年度五戸町一般会計補正予算(第7号)・・・・・・・・別冊
- 議案第25号 令和7年度五戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)・・別冊
- 議案第26号 令和7年度五戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)・・・・別冊
- 議案第27号 令和7年度五戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)・・・・別冊

議案第28号	令和7年度五戸町簡易水道事業会計補正予算（第2号）・・・・・・・・別冊
議案第29号	令和7年度五戸町下水道事業会計補正予算（第3号）・・・・・・・・別冊
議案第30号	令和7年度五戸町病院事業会計補正予算（第3号）・・・・・・・・別冊
議案第31号	令和8年度五戸町一般会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・別冊
議案第32号	令和8年度五戸町後期高齢者医療特別会計予算・・・・・・・・別冊
議案第33号	令和8年度五戸町国民健康保険特別会計予算・・・・・・・・別冊
議案第34号	令和8年度五戸町介護保険特別会計予算・・・・・・・・別冊
議案第35号	令和8年度五戸町住宅用地造成事業等特別会計予算・・・・・・・・別冊
議案第36号	令和8年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計予算・・・・・・・・別冊
議案第37号	令和8年度五戸町簡易水道事業会計予算・・・・・・・・別冊
議案第38号	令和8年度五戸町下水道事業会計予算・・・・・・・・別冊

## 議案第4号

### 田子高原広域事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67条）第286条第2項の規定により、田子高原広域事務組合規約を別紙のように変更するものとする。

令和8年3月5日 提出

五戸町長 若宮 佳一

### 提案理由

田子高原広域事務組合における関係町村の分担金算出項目基礎の一部を見直すとともに、将来の財政需要に向けた基金積立に関する支弁方法の整備を行うため、地方自治法第286条第2項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものである。

## 田子高原広域事務組合同規約の一部を変更する規約

田子高原広域事務組合同規約（昭和53年青森県知事許可）の一部を次のように変更する。

第14条第1項中「家畜飼養頭数、農業行政財政需要額」を「事業実績」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 前項の事業実績は、前々年度の事業実績によるものとし、放牧利用実績は、前年度の放牧利用実績によるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、投資的経費及び基金については、組合の議会の承認を経て、管理者が関係町村に対し、別に負担させることができるものとし、その算出方法については、別に定める。

### 附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第5号

五戸町過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により次のとおり定める。

令和8年3月5日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき、令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間とした五戸町過疎地域持続的発展計画を策定するため、提案するものである。

## 議案第6号

### 工事請負契約の一部変更について

五戸町議会第11回臨時会（令和7年4月28日）において原案可決した議案第57号工事請負契約の締結について、その一部を次のとおり変更する。

3 契約の額           848,859,000円  
                          (変更前の契約額 794,200,000円)

令和8年3月5日 提出

五戸町長 若宮 佳一

### 提案理由

バ・オール建築等施設整備工事に一部設計内容の変更が生じ、契約額を改めるため提案するものである。

## 議案第7号

### 財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月5日 提出

五戸町長 若宮 佳一

#### 1 譲渡する財産

別紙一覧表のとおり

#### 2 譲渡の相手方

青森県八戸市大字美保野13番地98  
学校法人光星学院 理事長 法官 新一

#### 3 譲渡の条件

- (1) 譲渡の相手方は、譲渡を受ける財産を私立学校の設置及び運営（以下「指定用途」という。）のために使用し、他の用途には使用しないこと。
- (2) 譲渡の相手方は、譲渡を受ける財産を令和17年3月31日まで（以下「指定期間」という。）指定用途に供さなければならない。
- (3) 譲渡の相手方は、指定期間中は、町の承認を得ないで、物件を解体、撤去してはならない。ただし、老朽化等により指定用途として使用できない場合は、この限りではない。

#### 提案理由

旧五戸高等学校の建物等について学校法人光星学院へ無償譲渡するため提案するものである。

## 譲渡する財産 一覧表

## (1) 建物

No.	所在地	種目	竣工年月日	財産名	延床面積
1	五戸町根岸6番地1	事務所建	S47. 3. 22	管理・教室棟	1,885.94 m <sup>2</sup>
2	五戸町根岸6番地1	事務所建	S47. 12. 9	校舎	1,875.10 m <sup>2</sup>
3	五戸町根岸6番地1	事務所建	S48. 3. 25	第二体育館(渡廊下含)	789.88 m <sup>2</sup>
4	五戸町根岸6番地1	事務所建	S48. 3. 25	渡廊下	3.72 m <sup>2</sup>
5	五戸町根岸6番地1	事務所建	S52. 7. 31	クラブ部室	145.80 m <sup>2</sup>
6	五戸町根岸6番地1	事務所建	H8. 3. 28	校舎(特別教室棟)	1,197.08 m <sup>2</sup>
7	五戸町根岸6番地1	雑屋建	H8. 3. 28	渡り廊下	52.78 m <sup>2</sup>
8	五戸町根岸6番地1	雑屋建	H8. 3. 28	物置	66.24 m <sup>2</sup>
9	五戸町根岸6番地1	事務所建	H11. 3. 25	第一体育館	1,746.08 m <sup>2</sup>
10	五戸町根岸6番地1	事務所建	H11. 3. 25	渡り廊下	29.16 m <sup>2</sup>
11	五戸町傘松24番地11	雑屋建	H9. 1. 20	八幡ヶ丘グランド便所・器具庫	36.43 m <sup>2</sup>
12	五戸町傘松24番地11	雑屋建	H11. 6. 7	八幡ヶ丘グランド部室・更衣室	49.68 m <sup>2</sup>
13	五戸町根岸1番地2	事務所建	S54. 1. 17	会館	839.98 m <sup>2</sup>
14	五戸町根岸1番地2	倉庫建	S54. 1. 17	プロパン庫	6.93 m <sup>2</sup>

## (2) (1) の建物が所在する土地に付随する工作物及び立木竹

## 議案第8号

### 五戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案

五戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和8年3月5日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

#### 提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による乳児等のための支援給付の創設に伴い、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する同法第46条第2項及び第3項の規定に基づく特定乳児等通園支援事業に係る基準の制定を提案するものである。

# 五戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

## 目次

### 第1章 総則（第1条・第2条）

### 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

#### 第1節 利用定員に関する基準（第3条）

#### 第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

### 第3章 雑則（第33条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、青森県、五戸町、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込み

を受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により町が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

（1） 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

（2） 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

（3） 食事の提供に要する費用

（4） 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

（5） 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援

給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める一時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める一時間当た

りの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該町の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに町及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による町への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

#### (電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等

支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とある

のは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第9号

五戸町農産物直売等拠点施設設置条例案

五戸町農産物直売等拠点施設設置条例を次のように定める。

令和8年3月5日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

五戸町農産物直売等拠点施設（バ・オール）を新たに設置し、その管理運営等について必要な事項を定めるため提案するものである。

## 五戸町農産物直売等拠点施設設置条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、農産物、特産品等を販売するとともに、地域住民への良好な休憩の場を提供し、及び地域情報を発信し、並びに新規創業への支援場所を提供することにより、地域産業及び経済の活性化並びに住民の交流の促進を図るため、五戸町農産物直売等拠点施設（以下「直売施設」という。）を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

### (名称及び位置)

第2条 直売施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 バ・オール

(2) 位置 五戸町大字上市川字中山前13番地1

### (施設及び機能)

第3条 直売施設に施設建物、駐車場、通路、緑地及び調整池等を設置する。

2 施設建物内に直売所機能、飲食機能、<sup>ちゅう</sup>厨房機能、事務所機能、保管庫兼作業室機能、催事販売及び情報発信機能、トイレ等衛生設備、キッズスペース等乳幼児設備等を設置する。

### (指定管理者による管理)

第4条 直売施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により直売施設の管理を行う指定管理者は、常に良好な状態において管理しなければならない。

### (休館日)

第5条 直売施設の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、町長（前条の規定により直売施設の管理を指定管理者が行う場合にあつては、指定管理者。以下この条から第9条まで、第14条及び第17条において同じ。）が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は同日以外の日に臨時に休館することができる。

### (開館時間)

第6条 直売施設の開館時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

### (使用の許可及び条件)

第7条 直売施設を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者が、その使用について変更を行おうとするときは、町長の許可を受けなければならない。

3 町長は、直売施設の管理上必要があると認めるときは、前2項の許可にあたって、その使用について条件を付けることができる。

4 別表の使用場所区分のうち屋内テナントについては、使用の許可は、次の各号のいずれかを満たす場合に限る。

(1) 町内に事務所所在地を置く法人又は個人事業主

(2) 町内産の農産物等又は町内で製造した製品を調理、加工、販売を行う法人又は個人事業主

(使用制限)

第8条 町長は、直売施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

(1) 風俗又は公益を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は付属物等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 直売施設の管理に支障があると認めるとき。

(4) その他町長が不適當と認めるとき。

(使用条件の変更等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直売施設の使用条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(3) 使用の許可後前条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当することとなったとき。

(4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定により使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消した場合において、当該変更、停止又は取消しにより、第7条に規定する使用許可を受けた者に損害を及ぼすことがあっても、町長はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第10条 直売施設の使用料は、別表に定める範囲内で別に定める。

(利用料金)

第11条 指定管理者が管理する直売施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)

は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は適用しない。

2 利用料金の額は、あらかじめ町長の承認を得て、別表に定める金額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は直売施設の修繕等に充てる目的をもって利用料の一部を積み立てることとし、その金額については協定において定める。

(使用料の減免)

第12条 町長は、公益上必要があると認められるとき、その他町長が特別の理由があると認めるときは、使用料（指定管理者が管理する直売施設にあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、災害その他不可抗力により使用ができなくなったとき、その他町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の拒否等)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、直売施設の使用を拒否し、又はその他の必要な措置をとることができる。

(1) 感染性疾患があると認められる者

(2) 直売施設の秩序又は公益を害するおそれがあると認められる者

(3) 係員の指示に従わない者

(4) その他管理上使用を不相当と認める者

(特別な設備等の設置の許可)

第15条 直売施設の指定管理者又は使用者が、施設の使用にあたって、施設に変更を加え、又は特別の設備を設置し、若しくは特殊物品を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第16条 直売施設及び施設の設備等を損傷し、又は滅失した者は、町長の指示するところに従ってこれを現状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

(使用者の原状回復義務)

第17条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を現状に回復して返還しなければならない。ただし、町長が特別の理由があるとして、その義務を免除したときは、

この限りではない。

(指定管理者の業務)

第18条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 直売施設の使用の許可に関する業務
- (2) 直売施設の利用料金の収納に関する業務
- (3) 直売施設の施設及び機能の維持管理に関する業務
- (4) 農産物、特産品等の販売に関する業務
- (5) 農産物の計画的な生産及び育成支援に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置目的を達成するために必要な業務
- (7) その他町長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第19条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他町長が定めるところに従い、前条に規定する業務を行わなければならない。

2 指定管理者は、前条に掲げる業務の実施にあたり、当該業務の実施に必要な範囲を超えて、個人に関する情報を収集し、又は使用してはならない。

(指定管理者の原状回復義務)

第20条 指定管理者は、その指定管理の期間が終わったとき、又は指定の取消しを受けたとき、若しくは指定管理業務の停止を受けたときは、直ちに第17条ただし書において使用者の原状回復義務を免除した箇所を含む変更を加えて現状に回復して返還しなければならない。ただし、町長が特別の理由があるとして、その義務を免除したときは、この限りではない。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第7条、第10条、第11条関係）

使用場所の区分		使用料・利用料金
直売所	農産物等の出荷を恒常的に行う場合	販売価格の30%
	催事使用の場合	10,000円/日
屋内テナント		月額200,000円に売上額の15%を加算した合計額
屋外テナント（キッチンカー）		1台当たり10,000円/日
屋外敷地 （催事使用の場合 は駐車場を含む。）	通常時に売店を設置する場合	1㎡当たり1,000円/時
	催事に使用し、入場料を徴収する場合	100,000円/日
	催事に使用し、入場料を徴収しない場合	10,000円/日

## 議案第10号

五戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

五戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

### 提案理由

地方公共団体情報システムの標準化による住登外者宛名番号管理機能の搭載があり、一部事業での利用に際し所要の改正を行う必要がある。また、五戸町子ども医療費給付事業を実施するにあたり、所要の改正を行う必要があるため提案するものである。

五戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

五戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年五戸町条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 町長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	五戸町重度心身障害者医療費助成条例（平成5年五戸町条例第10号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	五戸町乳幼児等医療費給付条例（平成5年五戸町条例第11号）による乳幼児等医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	五戸町ひとり親家庭等医療費給付条例（平成8年五戸町条例第10号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	五戸町奨学資金貸与条例（平成20年五戸町条例第14号）による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	障害者に係る地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
7 町長	子ども医療費給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

8 町長	インフルエンザ予防接種費用助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
9 町長	インフルエンザ予防接種費用の助成金の償還払に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	要保護及び準要保護児童生徒に係る援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの
11 町長	風しん予防接種等費用助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
12 町長	成人用肺炎球菌ワクチン接種費用の助成金の償還払に関する事務であって規則で定めるもの
13 教育委員会	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
14 教育委員会	特別支援学級就学奨励費の交付に関する事務であって規則で定めるもの
15 町長	町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者であって、その者に係る事務を処理するためにその者を特定する情報を管理しておく必要がある者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	地方税法（昭和25年法律	（1） 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律

	<p>第 2 2 6 号) その他の地方 税に関する法 律及びこれら の法律に基づ く条例による 地方税の賦課 徴収又は地方 税に関する調 査（犯則事件 の調査を含 む。）に關す る事務であつ て規則で定め るもの</p>	<p>第 7 3 号)、私立学校教職員共済法(昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号)、国家公務員共済組合法 (昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号)、国民健康保険 法又は地方公務員等共済組合法(昭和 3 7 年法 律第 1 5 2 号)をいう。)又は高齢者の医療の 確保に関する法律(昭和 5 7 年法律第 8 0 号) による医療に関する給付の支給又は保険料の徴 収に関する情報(以下「医療保険給付関係情 報」という。)であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 身体障害者福祉法(昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号)による身体障害者手帳、精神保健及び 精神障害者福祉に関する法律(昭和 2 5 年法律 第 1 2 3 号)による精神障害者保健福祉手帳又 は知的障害者福祉法(昭和 3 5 年法律第 3 7 号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障 害者関係情報」という。)であつて規則で定め るもの</p> <p>(3) 生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)による保護の実施又は就労自立給付金の支 給に関する情報(以下「生活保護関係情報」と いう。)であつて規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)第 7 条第 4 号に規定する事項(以下「住民 票関係情報」という。)であつて規則で定める もの</p> <p>(5) 介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号) による保険給付の支給、地域支援事業の実施又 は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険 給付等関係情報」という。)であつて規則で定 めるもの</p>
--	---	---

<p>2 町長</p>	<p>国民健康保険法による保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>3 町長</p>	<p>母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 五戸町重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 五戸町乳幼児等医療費給付条例による乳幼児等医療費の給付に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 五戸町ひとり親家庭等医療費給付条例に</p>

		よる医療費の給付に関する情報であって規則で定めるもの
4 町長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 町長	五戸町重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 介護保険給付等関係情報であって規則で</p>

		<p>定めるもの</p> <p>(8) 五戸町乳幼児等医療費給付条例による乳幼児等医療費の給付に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 五戸町ひとり親家庭等医療費給付条例による医療費の給付に関する情報であって規則で定めるもの</p>
6 町長	五戸町乳幼児等医療費給付条例による乳幼児等医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 母子保健法による費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 五戸町重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 五戸町ひとり親家庭等医療費給付条例による医療費の給付に関する情報であって規則で定めるもの</p>
7 町長	五戸町ひとり親家庭等医療費給付条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>

	もの	<p>の</p> <p>(5) 五戸町重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 五戸町乳幼児等医療費給付条例による乳幼児等医療費の給付に関する情報であって規則で定めるもの</p>
8 町長	障害者に係る地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
9 町長	子ども医療費給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 母子保健法による費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 五戸町重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 五戸町ひとり親家庭等医療費給付条例による医療費の給付に関する情報であって規則で定めるもの</p>

10 町長	インフルエンザ予防接種費用助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</li> </ul>
11 町長	インフルエンザ予防接種費用の助成金の償還払に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</li> </ul>
12 町長	風しん予防接種等費用助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</li> </ul>
13 町長	成人用肺炎球菌ワクチン接種費用の助成金の償還払に関する事務で	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</li> </ul>

	あつて規則で 定めるもの	の (4) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの
--	-----------------	------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

五戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

五戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

令和7年10月6日付けの青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に伴い、職員の通勤手当制度を改めるため提案するものである。

## 五戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

五戸町職員の給与に関する条例（昭和34年五戸町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「この項及び次項」を「この条」に、「及び次項」を「から第3項まで」に改め、同条第2項第1号本文中「以下この号」を「次項及び第5項」に改め、同号ただし書中「。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同項第2号ア中「18,900円」を「21,700円」に、「応じて」を「応じ、支給単位期間につき」に改め、同号イ中「44,000円」を「64,200円」に、「応じて」を「応じ、支給単位期間につき」に改め、同項第3号中「（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第6項を同条第9項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第4項を同条第7項とし、同条第3項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で規則で定めるもののうち、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料

金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第12号

五戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

五戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

五戸町職員の給与に関する条例改正に伴い、会計年度任用職員の給料表を改めるため提案するものである。

五戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

五戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年五戸町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職務の級 号給	事務職	
	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	195,800
2	184,600	196,900
3	185,800	198,100
4	186,900	199,200
5	188,000	200,300
6	189,700	202,000
7	191,300	203,600
8	192,900	205,200
9	194,500	206,700
10	196,200	208,400
11	197,800	210,000
12	199,400	211,600
13	201,000	213,100
14	202,700	214,800
15	204,400	216,500
16	206,100	218,200
17	207,400	219,400
18	209,000	221,000
19	210,600	222,600
20	212,100	224,100
21	213,600	225,600

22	215, 200	227, 200
23	216, 800	228, 800
24	218, 400	230, 400
25	220, 000	232, 000
26	221, 700	233, 700
27	223, 000	235, 000
28	224, 300	236, 300
29	225, 600	237, 600
30	226, 700	238, 700
31	227, 800	239, 800
32	228, 900	240, 900
33	230, 000	242, 000
34	231, 100	242, 900
35	232, 200	243, 800
36	233, 300	244, 800
37	234, 400	245, 800
38	235, 400	246, 700
39	236, 400	247, 600
40	237, 300	248, 400
41	238, 200	249, 200
42	239, 100	249, 900
43	239, 900	250, 500
44	240, 700	251, 100
45	241, 400	251, 800
46	242, 000	252, 400
47	242, 600	253, 000
48	243, 200	253, 600
49	243, 800	254, 100
50	244, 400	254, 700
51	245, 000	255, 300
52	245, 500	255, 800
53	246, 000	256, 200

54	246,400	256,600
55	246,700	256,900
56	247,000	257,200
57	247,300	257,500
58	247,600	257,800
59	247,900	258,100
60	248,200	258,400
61	248,500	258,700
62	248,800	259,000
63	249,100	259,300
64	249,400	259,600
65	249,700	259,900
66	250,000	260,200
67	250,300	260,500
68	250,600	260,800
69	250,900	261,100
70	251,200	261,400
71	251,500	261,700
72	251,800	262,000
73	252,100	262,300
74	252,400	262,600
75	252,700	262,900
76	253,000	263,200
77	253,300	263,500
78	253,600	263,800
79	253,900	264,100
80	254,200	264,400
81	254,500	264,700
82	254,800	265,000
83	255,100	265,300
84	255,400	265,600
85	255,700	265,900

86	256,000	266,200
87	256,300	266,500
88	256,600	266,800
89	256,900	267,100
90	257,200	267,400
91	257,500	267,700
92	257,800	268,000
93	258,100	268,300

備考 事務職給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号

五戸町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案

五戸町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

職員等の旅費及び費用弁償について、原則として現に支払った額に基づき支給するため、その種目及び内容の見直しをするとともに、その他所要の改正をするため提案するものである。

## 五戸町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(五戸町職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 五戸町職員の旅費に関する条例（平成16年五戸町条例第123号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則（第9条）

第2節 交通費（第10条—第13条）

第3節 宿泊費等（第14条—第16条）

第4節 転居費等（第17条—第20条）

第5節 その他の種目（第21条・第22条）

第6節 日額旅費（第23条）

第3章 雑則（第24条—第31条）

附則

第2条第1項第2号中「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第2条に定めるその附属の」を「これらに附属する」に改め、同項第4号中「在勤公署」を「勤務公署（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」に改め、同項第5号中「在勤公署」を「勤務公署」に改め、同項第6号中「若しくはその扶養親族又は遺族」を「又はその遺族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第7号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項第8号中「前号にいう扶養親族及び」を「職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項から第4項までを削る。

第3条第2項中「対し」の次に「、」を加え、同項第1号中「当該職員」を「には、当該職員」に改め、同項第2号中「当該職員の遺族」を「には、当該職員の遺族」に改め、同項第3号中「当該遺族」を「は、当該遺族」に改め、同項第4号中「当該職員」を「には、当該職員」に改め、同項第5号中「当該職員の遺族」を「には、当該職員の遺族」に改め、同条第3項中「第28条」を「(昭和25年法律第261号)第16条各号」に改め、「第29条第1項」の次に「各号」を加え、同条第4項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)」を削り、「その出発前に第4条」を「次条」に、「等を取り消され」を「の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)」を受け」に、「死亡した場合において」を「死亡した場合その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に、「次に」を「規則で」に改め、同項各号を削り、同条第5項中「交通機関の事故又は」を削り、「町長が」を「規則で」に、「次に」を「規則で」に改め、同項各号を削り、同条に次の1項を加える。

6 第1項、第2項及び第4項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条の見出し中「旅行命令等」を「旅行命令」に改め、同条第1項中「職員の旅行」を「前条第1項の規定に該当する旅行」に、「任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)」を「旅行命令権者」に改め、「又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)」を削り、同条第2項中「旅行命令等」を「旅行命令」に改め、同条第3項中「旅行命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)する」を「旅行命令の変更をする」に、「該当するときは」を「該当する場合には」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項中「旅行命令等」を「旅行命令」に、「これを変更するには」を「その変更をするには」に改め、「又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)」を削り、同項本文中「当該旅行に関する事項を記載し、これを」を「規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を」に、「提示」を「通知」に改め、同項ただし書中「旅行命令簿等」を「旅行命令簿」に改め、「旅行に関する」を削り、「を記載し、これを提示」を「の記載又は記録を」に、「口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる」を「この限りでない」に改め、同条第

5項中「旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には」を「前項ただし書の規定により旅行命令簿に記載又は記録をしなかった場合には、」に、「旅行命令簿等」を「旅行命令簿」に、「当該旅行に関する事項を記載しこれを当該旅行者に提示しなければならない」を「同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない」に改める。

第5条の見出し中「旅行命令等」を「旅行命令」に改め、同条第1項中「事情により旅行命令等」を「事情により旅行命令」に、「変更された旅行命令等」を「変更を受けた旅行命令」に、「本条」を「この条」に、「あらかじめ旅行命令等」を「あらかじめ旅行命令権者に旅行命令」に改め、同条第2項中「規定による旅行命令等」を「規定による旅行命令」に、「旅行命令等に」を「旅行命令に」に、「速やかに旅行命令等」を「速やかに旅行命令権者に旅行命令」に改め、同条第3項中「旅行命令等」を「旅行命令」に改める。

第6条を削る。

第7条中「旅費は、」の次に「旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき、」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「よって旅行し」を「より旅行し」に改め、同条を第6条とする。

第8条から第11条までを削る。

第12条中「鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行」を「移動」に改め、「職務の級若しくは号給の変更」を削り、「ため」の次に「第9条に規定する」を加え、「又は車賃（扶養親族移転料）」を「及びその他の交通費（家族移転費）」に改め、「の旅費」を削り、「計算」を「算定」に改め、「場合には、」の次に「年度の経過等の後に」を加え、同条を第7条とし、同条に見出しとして「（年度経過等による区分）」を付する。

第13条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同項前段中「書類」を「資料」に改め、同項中「添えて」の次に「、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者（以下「支出者等」という。）に」を加え、「添付書類」を「資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その書類」を「その資料」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支

給」を「支給又は支払」に改め、同条第2項中「やむを得ない事情のため任命権者の承認を得た場合を除くほか、2週間以内に」を「所定の期間内に、」に改め、同条第3項中「前項」の前に「支出者等は、」を加え、「より」を「よる」に、「過払金の返納の告知の日の翌日から起算して2週間以内」を「所定の期間内」に、「返納し」を「返納させ」に改め、同条第4項中「添付書類」を「資料」に、「及び様式」を「又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項」に改め、「財務に関する」を削り、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

- 4 支出者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、任命権者が指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第13条を第8条とする。

第2章を次のように改める。

## 第2章 旅費の種目及び内容

### 第1節 通則

（旅費の種目及び内容）

第9条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

### 第2節 交通費

（鉄道賃）

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第13条第1項において

同じ。) を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（町長等に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（町長等が移動する場合には、最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級））の運賃の額とする。

（船賃）

第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第13条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（町長等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（町長等が移動する場合には、最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級））の運賃の額とする。

（航空賃）

第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（町長等が移動する場合には、最上級（等級が3以上に区分された航空機により移動する場合には、最上級の直近下位の級））の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用。ただし、移動に直接要する費用の算定ができない場合は、次項の規定により計算した路程に1キロメートルにつき規則で定める額を乗じて得た額を移動に直接要する費用とみなす。
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号ただし書の路程は、全路程を通算して計算するものとし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

### 第3節 宿泊費等

（宿泊費）

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、

その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

#### 第4節 転居費等

(転居費)

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第20条 同一市町村内における勤務公署の変更に伴う旅行については、職員のための公舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

#### 第5節 その他の種目

(渡航雑費)

第21条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第22条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

第6節 日額旅費

第23条 第9条に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて任命権者が指定するものとする。

- (1) 調査、巡察その他これらに類する目的のための旅行
- (2) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行
- (3) 前2号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、任命権者が定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第9条に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 雑則

第29条中「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「改正前の旅費法」という。）第3章の規定による国家公務員に対する旅費の支給の例による。」を「国家公務員の外国旅行の旅費の例に準じて、その都度町長が定める。」に改め、第3章中同条を第24条とし、同条の次に次の3条を加える。

(退職者等の旅費)

第25条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加

えるものとする。

- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第26条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第27条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第21条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第4章の章名を削る。

第30条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「町以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削り、同条を第28条とする。

第31条中「船員法（昭和22年法律第100号）第48条」を「船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項」に改め、同条を第29条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第30条 支出者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。
- 3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第32条中「施行」を「執行」に、「町長が」を「規則で」に改め、同条を第31条とする。

附則第2項を削り、附則第1項の見出しを削り、同項の項番号を削る。

(五戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 五戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年五戸町条例第118号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する旅費の種目、内容及び額等については、町長、副町長及び教育長の旅費支給の例による。

第5条に次の2項を加える。

3 第1項第1号から第3号のいずれかに該当する旅行をした場合には、日当を支給する。

4 前項の日当の額は、出席日数1日につき2,000円とする。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条を第7条とし、第10条を第8条とする。

附則第2項中「第8条」を「第6条」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

(五戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 五戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年五戸町条例第119号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

費用弁償額表

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	その他の 交通費	宿泊費	包括 宿泊費	宿泊 手当
選挙管理委員会の委員、農業委員会の委員、農	一般職の職員の旅費の例により計算した額						

地利用最適化推進委員、農業委員候補者選考委員会の委員、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、監査委員、五戸町の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員、青少年問題協議会委員、都市計画審議会の委員、下水道運営審議会の委員、特別職報酬等審議会の委員、防災会議委員、交通安全対策協議会委員、地域公共交通会議委員、総合振興計画審議会の委員、選挙長、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会

人、開票立会  
人、表彰審議会  
の委員、スポー  
ツ推進委員、消  
防審議会の委  
員、文化財保護  
審議会委員、行  
政不服審査会の  
委員、情報公  
開・個人情報保  
護審査会の委  
員、社会教育委  
員、民生委員推  
薦会の委員、図  
書館協議会の委  
員、農林業振興  
協議会の委員、  
教育委員会委  
員、学校給食運  
営審議会の委  
員、子ども・子  
育て会議の委  
員、いじめ防止  
対策審議会の委  
員、地域福祉計  
画策定委員会の  
委員、地域自立  
支援協議会の委  
員、介護保険事  
業計画等策定委  
員会の委員、地

<p>域包括支援センター運営協議会の委員、認知症初期集中支援チーム検討委員会の委員、空き家等対策協議会委員、学校運営協議会委員、予防接種健康被害調査委員会の委員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、災害弔慰金等支給審査委員会の委員、消防団長、消防副団長、消防分団長、消防副分団長、消防班長、消防団員、専門委員、附属機関の委員、その他の非常勤職員</p>	
--	--

(五戸町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第4条 五戸町証人等の実費弁償に関する条例（平成16年五戸町条例第120号）の一部を次のように改正する。

第3条中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に、「その額は、五戸町職員の旅費に関する条例（平成16年五戸町条例第123号）に規定する3級以下の職務にある者が現に受けるべき旅費相当額とす

る」を「一般職の職員の旅費の例により計算した額とする」に改める。

(五戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 五戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年五戸町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項後段を削る。

(外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成元年五戸町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを除く。）を次のように改める。

第5条 外国語指導員等が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、渡航雑費及び死亡手当とし、一般職の職員の旅費の例により計算した額とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

議案第14号

五戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する  
条例案

五戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

令和8年3月5日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

長期継続契約における契約期間の制限を緩和するため提案するものである。

五戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する  
条例

五戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年五戸町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

第3条の次に次の1条を加える。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例案

五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

地方自治法第244条第1項の規定により、五戸町農産物直売等拠点施設（バ・オー）を公の施設として新たに設置するため提案するものである。

五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例案

五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年五戸町条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

14	農産物直売等拠点施設
----	------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第16号

五戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

五戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第96号）の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

五戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

五戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年五戸町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件」を「乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第1項第6号中「乳児、幼児の区分ごとの利用定員」を「利用定員」に改め、同項第7号中「開始、」を「開始及び」に、「及び」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「その施設又は事業に係る利用定員」を「その施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条第1項中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第17号

五戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案

五戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

国民年金法等の一部を改正する法律の改正に伴う語句の整理及び法令明記による語句の整理のため提案するものである。

## 五戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

五戸町重度心身障害者医療費助成条例（平成5年五戸町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「「対象者」という。）は、」の次に「原則」を加え、同条第1号中「じん臓」を「腎臓」に改める。

第3条第1項ただし書中「附則第32条第9項」を「附則第32項第11項」に、「より、」を「より」に、「された、」を「される」に改め、同項第1号中「旧法施行令」を「国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）による改正前の国民年金法施行令」に改め、同項第3号中「すべて」を「全て」に改め、同項第4号中「すべて」を「全て」に、「場合。」を「場合」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第18号

五戸町介護保険条例の一部を改正する条例案

五戸町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）による介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例について所要の改正を行う必要が生じたため提案するものである。

## 五戸町介護保険条例の一部を改正する条例

五戸町介護保険条例（平成12年五戸町条例第5号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の3条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 第10条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において町に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において町に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により町の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。
- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分

に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同

表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料賦課期日において町に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において町に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により町の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い町の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い町の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い町の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度分の保険料の減免の特例)

第12条 令和8年度分に限り、第9条第1項の規定にかかわらず、町長は、次の各号のいずれにも該当するものに対し、保険料を減免することができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち、令和7年度と令和8年度の各年度の市町村民税が非課税の者

(2) 給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、令和8年度も引き続き市町村民税が非課税となるよう、令和7年中に給与所得控除の引上げ分の範囲で就労調整を行った者

2 第9条第2項の規定にかかわらず、前項の規定による減免は、申請によらず行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第19号

五戸町火入れに関する条例の一部を改正する条例案

五戸町火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

火入れの中止に係る要件について所要の改正をするためのものである。

## 五戸町火入れに関する条例の一部を改正する条例案

五戸町火入れに関する条例（昭和60年五戸町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に改め、「火災警報」の次に「若しくは林野火災に関する注意報」を加え、同条第2項中「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に改め、「火災警報」の次に「若しくは林野火災に関する注意報」を加える。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第20号

五戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

五戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

道路法施行令が改正され、国の道路占用料が令和8年4月に改定されることに伴い、五戸町道路占用料についても適正な料金に改正するため提案するものである。

五戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

五戸町道路占用料徴収条例（平成16年五戸町条例第131号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	530 円
	第2種電柱		810 円
	第3種電柱		1,100 円
	第1種電話柱		470 円
	第2種電話柱		750 円
	第3種電話柱		1,000 円
	その他の柱類		47 円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	5 円
	地下に設ける電線その他の線類		3 円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	460 円
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	280 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	940 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		390 円
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	580 円
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	940 円

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの		長さ1mにつき1年	20 円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			28 円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			42 円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			56 円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			85 円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			110 円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			200 円
	外径が0.7m以上1m未満のもの			280 円
	外径が1m以上のもの			560 円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				940 円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1㎡につき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			290 円
	地下に設ける通路			180 円
	その他のもの			940 円
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1㎡につき1日
その他のもの		占有面積1㎡につき1か月	58 円	

道路法施行令 (昭和27年 政令第479 号。以下「令」 という。)第7 条第1号に掲 げる物件	看板(ア ーチであ るものを 除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡ につき1か月	58 円
		その他のもの	表示面積1㎡ につき1年	580 円
	標識		1本につき1 年	750 円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの	1本につき1 日	6 円
		その他のもの	1本につき1 か月	58 円
	幕(令第 7条第4 号に掲げ る工事用 施設であ るものを 除く。)	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの	その面積1㎡ につき1日	6 円
		その他のもの	その面積1㎡ につき1か月	58 円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1 か月	580 円
		その他のもの		290 円
	令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1㎡ につき1年
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じ て得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5 号に掲げる工事用材料			占有面積1㎡ につき1か月	58 円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7 号に掲げる施設				94 円

令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階段が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階段が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階段が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.017を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.017を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.026を乗じて得た額

占有面積 1 m<sup>2</sup>  
につき 1 年

令第7条第1 3号に掲げる 施設	トンネルの上又は高速自動車国道 若しくは自動車専用道路(高架のもの に限る。)の路面下に設けるもの	占有面積 1 m <sup>2</sup> につき 1 年	A に 0.024 を乗じ て得た額
	上空に設けるもの		A に 0.024 を乗じ て得た額
	その他のもの		A に 0.034 を乗じ て得た額

## 備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
- 3 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 6 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 7 Aとは、近傍類似の土地の地方税法（昭和25年法律第226号）第380条の規定により当町に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。
- 8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1㎡若しくは1m未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1㎡若しくは1m未満の端数があるときは、1㎡又は1mとして計算するものとする。
- 9 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1か月未満の端数があるときは1か月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1か月未満であるとき、又はその期間に1か月未満の端数があるときは1か月として計算するものとする。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第21号

五戸町営住宅条例の一部を改正する条例案

五戸町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

子育て世帯等への入居収入基準における裁量階層の活用及び基準額の引き上げ並びに単独住宅家賃の明確化のため、所要の改正を行う必要があることから提案するものである。

五戸町営住宅条例の一部を改正する条例

五戸町営住宅条例（平成16年五戸町条例第133号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表」を「別表第1」に改める。

第6条第1項第1号中「ア又はイ」を「アからウ」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア（イ）中「又は18歳未満の者」を削り、同号ア中（ウ）を削り、（エ）を（ウ）とし、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 入居者が次に掲げる場合のいずれかである場合 259,000円

（ア） 同居者に18歳未満の者がある場合

（イ） 入居者又は同居者である配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。）のいずれかが40歳未満の者である場合

第6条第6項中「ア（エ）」を「イ（ウ）」に改める。

第14条第1項中「において同じ」を「並びに別表第2において同じ。」に改める。

第15条中「入居者の収入の区分により町長が別に定める。」を「別表第2のとおりとする。」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第15条関係）

第16条第2項の規定により認定された入居者に係る収入	コスモス団地住宅の毎月の家賃			正場沢団地住宅の毎月の家賃
	平成8年度建設	平成9年度建設	平成11年度建設	
104,000円以下	30,000円	31,000円	32,000円	25,000円
104,001円以上123,000円以下	30,000円	31,000円	32,000円	25,000円

123,000 1円以上139,000円以下	30,000 円	31,000 円	32,000 円	25,000 円
139,000 1円以上158,000円以下	30,000 円	35,000 円	37,000 円	25,000 円
158,000 1円以上186,000円以下	35,000 円	40,000 円	43,000 円	29,000 円
186,000 1円以上214,000円以下	40,000 円	45,000 円	49,000 円	34,000 円
214,000 1円以上259,000円以下	50,000 円	55,000 円	57,000 円	40,000 円
259,000 1円以上	60,000 円	61,000 円	62,000 円	47,000 円

備考 第16条第2項の規定により認定された入居者に係る収入が139,001円以上214,000円以下であって、同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある入居者の毎月の家賃の額は、該当する住宅の家賃のうち最も低い額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第22号

五戸町立学校設置条例の一部を改正する条例案

五戸町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

切谷内小学校及び上市川小学校を廃止統合し、令和9年4月1日付けで新たに川内小学校を設置するとともに、令和11年4月1日付けで川内中学校及び倉石中学校を五戸中学校に統合するため提案するものである。

## 五戸町立学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 五戸町立学校設置条例（昭和39年五戸町条例第3号）の一部を次のように改正する。

表中「

五戸町立切谷内小学校	五戸町大字切谷内字高田川原24番地1
五戸町立上市川小学校	五戸町大字上市川字御兵糧3番地

」を「

五戸町立川内小学校	五戸町大字上市川字御兵糧3番地
-----------	-----------------

」に改める。

第2条 五戸町立学校設置条例の一部を次のように改正する。

表中「

五戸町立川内中学校	五戸町大字上市川字赤川々原1番地
五戸町立倉石中学校	五戸町大字倉石中市字上ミ平36番地

」を削る。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和11年4月1日から施行する。

議案第23号

五戸町暮らしの道路基金条例を廃止する条例案

五戸町暮らしの道路基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年3月5日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

五戸町暮らしの道路基金による歩道等の整備を終了するため、その整備目的に関する条例を廃止する必要があることから提案するものである。

## 五戸町暮らしの道路基金条例を廃止する条例

五戸町暮らしの道路基金条例（令和２年五戸町条例第３２号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。